

板倉町地域防災計画

風水害等対策

震災対策

平成25年4月
板倉町防災会議

(令和3年12月一部改訂)

【 目 次 】

第 1 編 風水害等対策

第 1 章 総則

第 1 節	計画の目的及び構成	1
第 2 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第 3 節	板倉町の地勢と災害要因、災害記録	10

第 2 章 災害予防

第 1 節	災害に強いまちづくり	
第 1	避難所・避難路の整備	14
第 2	建築物の安全性の確保	14
第 3	災害時要援護者対策	15
第 4	治水対策	18
第 2 節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	
第 1	避難誘導體制の整備	18
第 2	火災予防体制の整備	19
第 3	災害危険区域の災害予防	22
第 4	通信手段の確保	23
第 5	職員の応急活動体制の整備	25
第 6	防災関係機関との連携体制の整備	25
第 7	防災中枢機能の整備	26
第 8	救助、救急及び医療活動体制の整備	27
第 9	緊急輸送活動体制の整備	28
第 10	避難収容活動体制の整備	28
第 11	食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	29
第 12	広報・広聴体制の整備	30
第 13	防災訓練の実施	31
第 3 節	住民等の防災活動の促進	

第1	防災思想の普及	3 2
第2	住民、事業所の防災活動の環境整備	3 5
第3	ボランティア活動の環境整備の促進	3 7

第3章 災害応急対策

第1節	災害発生直前の対策	
第1	気象注意報・警報等の伝達	3 8
第2	避難誘導	4 7
第2節	発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保	
第1	災害情報の収集・連絡	5 2
第2	通信手段の確保	6 5
第3節	活動体制の確立	
第1	災害対策本部の設置	6 7
第2	災害対策本部の組織	6 9
第3	災害警戒本部等の設置	7 5
第4	職員の非常招集	7 5
第5	広域応援の要請	8 0
第6	県防災ヘリコプターの要請	8 2
第7	自衛隊への災害派遣要請	8 2
第4節	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	
第1	浸水被害の拡大の防止	8 7
第2	風倒木及び冠水による二次災害の防止	8 7
第5節	救助、救急及び医療活動	
第1	救助・救急活動	8 7
第2	医療・助産活動	8 8
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	
第1	緊急輸送活動	9 0
第2	交通応急対策	9 2
第7節	避難収容活動	
第1	避難所の開設・運営	9 9
第2	応急仮設住宅等の提供	1 0 2
第3	広域避難者の受入れ	1 0 3
第8節	食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の調達、供給活動	
第1	食料の供給	1 0 5
第2	飲料水の供給	1 0 6

第3	生活必需品等の供給	107
第4	物資の配給	108
第5	救援物資集積場所	108
第9節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動		
第1	防疫・保健衛生活動	109
第2	清掃活動	111
第3	障害物の除去	113
第4	行方不明者の捜索及び遺体の処置	113
第10節 被災者等への的確な情報伝達活動		
第1	広報活動	115
第2	広聴活動	117
第11節 施設、設備の応急復旧活動		
第1	公共土木施設の応急復旧	117
第2	電力施設の応急復旧	118
第3	ガス施設の応急復旧	119
第4	上下水道施設の応急復旧	119
第5	電気通信設備の応急復旧	120
第12節 自発的支援の受入れ		
第1	ボランティアの受入れ	121
第2	義援物資・義援金の受入れ	122
第13節 災害時要援護者対策		
第1	災害時要援護者対策	123
第2	災害時要援護者施設の管理者との連携	124
第14節 危険物等施設の災害応急対策		
第1	危険物の種類	126
第2	町・消防機関における災害情報の収集・連絡	127
第15節 その他の災害応急対策		
第1	農業関係災害応急対策	130
第2	学校の災害応急対策	131
第3	文化財施設の災害応急対策	134
第4	動物愛護	135
第5	労働力の確保	135
第6	災害救助法の適用	135

第4章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方向の決定	
第1	基本方向の決定	138
第2	住民の参加	138
第3	県等に対する協力の要請	138
第2節	原状復旧	
第1	被災施設の復旧等	138
第2	がれきの処理	138
第3節	計画的復興の推進	
第1	復興計画の作成	139
第2	防災まちづくり	139
第4節	被災者等の生活再建の支援	
第1	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け	140
第2	県（小規模）災害見舞金の支給	141
第3	被災者生活再建支援金の支給	141
第4	生活福祉資金（災害援護資金）の貸付け	142
第5	町税等の徴収猶予及び減免の措置	143
第6	雇用の確保	143
第7	住宅の再建支援	143
第8	り災証明書の発行	143
第5節	被災中小企業等の復興の支援	
第1	中小企業者に対する低利融資等の実施	146
第2	農業者に対する助成・低利融資等の実施	147
第6節	公共施設等の復旧	
第1	災害復旧事業計画の作成	150
第2	早期復旧の確保	150
第3	財政援助の活用	150
第7節	県外の原子力施設事故対策	
第1	情報の収集	152
第2	異常事象等が発生した場合の対応	152
第3	情報伝達・相談活動	152
第4	水道水、飲食物の摂取制限等	153
第5	食料、飲料水の供給	153
第6	生活必需品等物資供給	153
第7	風評被害等の未然防止	153
第8	各種制限措置の解除	153
第8節	激甚災害法の適用	

第1	激甚災害の早期指定の確保	153
第2	特別財政援助	154
第9節	その他の被災者保護	
第1	郵政関係保護	156
第2	被災者に対する金融上の措置	156
第3	ボランティア活動による長期的支援	157
第4	住民生活相談等の実施	157

第2編 震災対策

第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨	
第1	計画の目的	158
第2	計画の性格	158
第2節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	158
第3節	板倉町の地震環境	
第1	過去に発生した地震	158
第2	プレート運動と群馬県の地震との関係	159
第3	活断層と群馬県の地震との関係	159
第4節	被害の想定	
第1	想定した地震	161
第2	被害の想定	162

第2章 災害予防

第1節	地震に強いまちづくり	
第1	町土の保全	166
第2	地震に強いまちづくりの推進	166
第3	建築物の安全化	167
第4	液状化対策	168

第5	災害時要援護者等の安全確保	168
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	
第1	情報の収集・連絡体制の整備	168
第2	通信手段の確保	169
第3	職員の応急活動体制の整備	169
第4	防災関係機関との連携体制の整備	170
第5	防災中枢機能の整備	170
第6	救助、救急及び医療活動体制の整備	170
第7	消火活動体制の整備	170
第8	緊急輸送活動体制の整備	171
第9	避難収容活動体制の整備	171
第10	食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	171
第11	広報・広聴体制の整備	172
第12	二次災害の予防	172
第13	防災訓練の実施	172
第14	帰宅困難者対策	172
第3節	住民等の防災活動の促進	
第1	防災思想の普及	174
第2	住民、事業所等の防災活動の環境整備	177

第3章 災害応急対策

第1節	発災直後の情報収集、連絡及び通信の確保	
第1	地震情報の収集・連絡	178
第2	災害情報の収集・連絡	179
第3	通信手段の確保	180
第2節	活動体制の確立	
第1	災害対策本部の設置	180
第2	災害対策本部の組織	181
第3	災害警戒本部等の設置	181
第4	職員の非常招集	181
第5	広域応援の要請	184
第6	県防災ヘリコプターの要請	184
第7	自衛隊への災害派遣要請	184
第3節	救助・救急、医療及び消火活動	
第1	救助・救急活動	184

第2	医療・助産活動	184
第3	消火活動	184
第4節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	
第1	緊急輸送活動	187
第2	交通応急対策	187
第5節	避難収容活動	
第1	避難・救助活動	187
第2	避難所の開設・運営	189
第3	広域避難者の受入れ	191
第4	応急仮設住宅等の提供	193
第6節	食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	
第1	食料の供給	193
第2	飲料水の供給	193
第3	生活必需品等の供給	193
第7節	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	
第1	防疫・保健衛生	193
第2	清掃活動	193
第3	障害物の除去	194
第4	行方不明者の捜索及び遺体の処置	194
第8節	被災者等への的確な情報伝達活動	
第1	広報活動	194
第2	広聴活動	195
第9節	施設設備の応急復旧活動	
第1	公共土木施設の応急復旧	195
第2	電力施設の応急復旧	195
第3	ガス施設の応急復旧	195
第4	上下水道施設の応急復旧	195
第5	電気通信設備の応急復旧	195
第10節	二次災害の防止活動	
第1	水害対策	196
第2	建築物・構造物の倒壊	196
第3	危険物、有害物質等による二次災害対策	196
第11節	自発的支援の受入れ	
第1	ボランティアの受入れ	197
第2	義援物資、義援金の受入れ	197
第12節	その他の災害応急対策	

第1	災害時要援護者施設の災害応急対策	197
第2	学校の災害応急対策	197
第3	文化財施設の災害応急対策	200
第4	動物愛護	200
第5	労働力の確保	201
第6	災害救助法の適用	201

第4章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方向の決定	202
第2節	原状復旧	202
第3節	計画的復興の推進	202
第4節	被災者等の生活再建の支援	202
第5節	被災中小企業等の復興の支援	202
第6節	公共施設の復旧	202
第7節	県外の原子力施設事故対策	202
第8節	激甚災害法の適用	202
第9節	その他の被災者保護	203

資料編

〔防災関係組織等〕

○防災関係機関及び連絡窓口	204
○防災中枢機能一覧	207
○災害時優先電話一覧	208
○災害時要援護者施設一覧	209
○ごみ処理施設	209
○し尿処理施設	209
○し尿処理業者	210
○応急仮設住宅建設業者名簿	210
○応急仮設住宅建設予定地	210
○板倉町給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店一覧	210

〔急傾斜地崩壊危険区域〕

○急傾斜地崩壊危険区域	2 1 3
-------------	-------

〔消防・水防等関係〕

○消防力の現況	2 1 4
○消防水利の現況	2 1 5

〔避難所・医療等関係〕

○避難所一覧	2 1 6
○福祉避難所一覧	2 1 9
○医療機関一覧	2 1 9
○遺体安置所	2 2 0
○派遣部隊の宿泊可能施設	2 2 0

〔物資関係〕

○備蓄物資一覧	2 2 1
○給水用資機材の現況	2 2 4

〔輸送等関係〕

○ヘリポート適地一覧	2 2 5
○町有車両一覧	2 2 5
○緊急輸送道路一覧	2 2 8
○防災物流拠点候補地一覧	2 2 8

〔条例・協定等関係〕

○板倉町防災会議条例	2 2 9
○板倉町防災会議委員名簿	2 3 1
○板倉町災害対策本部条例	2 3 2
○災害に関する協定等一覧	2 3 3

〔その他〕

○指定文化財一覧	2 3 5
○災害救助基準	2 3 7
○警報・注意報発表基準一覧表	2 4 0
○群馬県の警報・注意報発表区域図	2 4 1

